

令和5年度宮前区まちづくり支援事業
プロポーザル評価選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、標記業務委託契約先の選定について、プロポーザル方式（企画提案比較評価方式）により委託事業者を公平かつ公正に選定するため、「川崎市プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）第3条第5項の規定に基づき、令和5年度宮前区まちづくり支援事業プロポーザル評価選考委員会（以下「委員会」という。）の設置に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この要綱において採用するプロポーザル方式とは、当該業務に係る企画提案書の提出を受け、ヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行にもっとも適した受託者を選定する方法をいう。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に定めるものをもって充て、委員長は、まちづくり推進部長をもって充てる。

- (1) まちづくり推進部長
- (2) 総務課長
- (3) 企画課長
- (4) 地域振興課長
- (5) 生涯学習支援課長
- (6) 前号のほか、委員会の目的を達成するために委員長が必要と認める者

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員を招集し、委員会を開催する。

- 2 委員会の定足数は、委員の過半数とする。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 4 委員が急遽またはやむを得ず欠席の場合は、委員の指名した代理人を以って充てることができる。

(評価方法)

第5条 提出された企画提案書の評価は、『令和5年度宮前区まちづくり支援事業』に係る企画提案書評価基準について」（以下「評価基準」という。）によるものとする。

(選考結果の通知)

第6条 選定結果は、ガイドライン第12条第3項の規定に基づき、各提案者宛て通知する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、宮前区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はガイドラインに基づき、まちづくり推進部長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月6日から施行し、受託者選定の日をもって廃止する。